

市政の動き

中国新聞とのやりとり

中国新聞の報道について問いただす意向を伝えたところ、7月の定例記者会見には安芸高田支局長(担当記者)に加えて本社から編集局の次長が出席してくださいました。会見では、中国新聞の記事にある問題点を指摘し、それに対する受け止めを確認しています。

▶ 無責任な報道は権力の私物化

記事に関する問い掛けに対して、編集局次長は「答える必要がない、答えるつもりはない」という主張を何回か繰り返されました。一方で、やりとりを通して、記者が議会の主張に関して十分な取材(裏取り)をせず、誤った認識のまま記事を書いていた事実も判明しています。

このような報道姿勢は非常に危険です。メディアは、大きな影響力を持ち「第四の権力」とも呼ばれます。自身の発信する情報には責任を持つのが当然で、無責任な報道は権力の私物化に他なりません。

▶ 7月の定例記者会見に大きな反響

こうした実態を広く世に知ってもらうため、会見の一部始終はYouTubeで公開しています*。実際に、7月の会見は1時間弱の動画ですが、再生数が180万回を超える異例の反響となりました。そこへ8千件を超えるコメントが寄せられています。ほとんどは中国新聞に対する厳しい批判の声です。

会見の一部分(切り抜き)ではなく全体が収められている動画に対して、当事者ではなく第三者が下した批評は、中立的かつ客観的な評価として受け止められます。新聞やTVを介さず事実のみに基づいて形成された世論は、非常にまれな価値のある情報です。

※2020年10月から全ての定例記者会見を市の公式チャンネルで公開しています。



▶ 8月の定例記者会見を中国新聞の記者は欠席

このような反響があった後、中国新聞は8月の会見を欠席されました。8月26日付の記事で記者会見の内容に言及はありましたが、実際にはお越しになっていないためYouTubeの動画を視聴されたのだと思われます。

一般的に「都合が悪くなったら逃げる」という姿勢は、社会の構成員として許されません。全国から注目される今、中国新聞には責任のある対応が望まれます。

《主な動き》

8/4	面談	千葉県市川市の石原よしのり議員、門田直人議員と地方政治について意見交換。
8/7	議長への書面通知	安芸高田市民モニターのアンケート結果(道の駅「三矢の里あきたかた」への「無印良品」の出店)について、全員協議会での報告および意見聴取を申し入れ。
8/17	議会事務局からの連絡	8月7日付の申し入れを拒否。

「議会だより」の問題点

議会の意向によって、8月15日発行分の議会だよりからは執行部が事前に点検しない工程となりました。その結果、議会だよりに不適切な箇所が確認されています。そもそも、議員の見解が不適切な場合さえあるため、執行部側から議会だよりに沿って訂正と補足を行います。

▶ P3討論

山本(数)議員等の発言に「専決処分の要件を満たす事案とは認めがたい」などがありますが、審査の中で執行部は具体的に工期や協定のスケジュールを示し「議会を招集する時間的余裕がない」と判断した理由を説明しています。一方で、議員はどう時間があつたかを明らかにしておらず、単なる感想に終始しています。

▶ P5質疑

山本(数)議員の発言に「専決処分をする一方的な執行はない」とありますが、地方自治法によって執行部の手続きとして認められています。また、観光協会が解散した経緯に言及されていますが、すでに広報誌で説明した通り本件とは関係がありません。

▶ P5討論

山根議員の発言として「説明責任を求めるもの」とありますが、認識が不正確です。説明するのは執行部ですが、その説明を求めるのは議会の責任です。実際、山根議員から質疑は一つも出ておらず、「説明がなかった」は理由になり得ません。

▶ P6討論

山本(優)議員の発言に「公共施設の使用に対しては公募をすることが基本」とありますが、P4で紹介されている通り第三セクターの運営には当てはまりません。

山本(数)議員の発言に「地方自治法を逸脱している」とありますが、当然、全ての手続きは法令にのっとっています。石飛議員の発言に「不動産鑑定評価もせず出店計画を推進するのはいかがかと思う」とありますが、不動産鑑定は必要ありません。

▶ P18・19一般質問

山本(数)議員の治水事業に関する質問に対して「具体的な計画策定には至っていない」という答弁が抜粋してありますが、そもそも「20~30年をかけて取り組むもの」と説明しています。

山根議員の特定地域づくり事業協同組合制度に関する質問に対して、実際は「自治体が主体的に推進する立場にない」と認識の誤りを正しています。また、「市政の動き」については「単純な表のエラーなどを除いて、内容には一点の誤りも認めていない」と答弁しています。何かしら主張するに際しては常に具体的な根拠を示しており、さらに広報誌は議会事務局に確認をしてもらっているためです。なお、一般質問は議員が主義主張をする場ではないため、こちらの説明に対して異議がある場合は「直接お伺いする」とまで伝えてあります。

そもそも、議員からの問い掛けに対しては全て応じる意向です。一方で、議員であれば公の場で議論できなければならないとも考えます。



市長 石丸 伸二